



茨城県報

第 8 1 2 号

平成 8 年 12 月 9 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害福祉課)	1
●更生医療を担当する医療機関の指定(")	4
●身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退(")	4
●指定医療機関の内容変更(")	5
●身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更(")	5
●結核予防法第36条の規定による医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課)	6
●用地先行取得事業に要する資金に係る利率(商工政策課)	7
●茨城県農業管理指導士養成(特別)研修及び認定試験の実施(農業技術課)	7
●道路の供用の開始(道路維持課)	13
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課)	13
●都市計画事業の認可(公園街路課)	15
●事業計画の変更の認可(下水道課)	15
●土地改良区役員の就退任(5件)(土地改良事務所)	16
●土地改良区役員の就任(")	22
●土地改良区役員の退任(4件)(")	22

(公 安 委 員 会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定	23
--	----

公 告

(地 方 労 働 委 員 会)

●あっせん員候補者の公示について	24
------------------------	----

正 誤

●平成8年11月25日付け茨城県報第808号中	26
-------------------------------	----

告 示

茨城県告示第1362号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定する医師として、次のとおり指定した。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

番号	医 療 の 種 類	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年月日
1	視 覚	眼 科	品川 樹美	日立製作所 多賀総合病院	日立市国分町2-1-2	平成8年 11月21日
2	視 覚	眼 科	仁井 誠治	国立霞ヶ浦病院	土浦市下高津2-7-14	〃
3	視 覚	眼 科	中島 潔	医療法人社団土合会 渡辺病院	鹿島郡波崎町土合本町 2-9809-20	〃
4	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	金山 亮治	水戸済生会総合病院	水戸市双葉台3-3-10	〃
5	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	新井 雅之	新井耳鼻咽喉科医院	水戸市南町3-2-51	〃
6	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	上山 宣宏	笠間耳鼻咽喉科	笠間市笠間1107-4	〃
7	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	森田 康久	財団法人筑波麓仁会 筑波学園病院	つくば市上横場2573-1	〃
8	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	山川 浩治	茨城町国保病院	東茨城郡茨城町小堤975	〃
9	聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	吉江 晴英	茨城西南 医療センター病院	猿島郡境町2190	〃
10	平衡・音声・言語	神経内科	小國 英一	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	〃
11	肢体不自由	外 科	原 毅	原外科医院	水戸市東台1-2-13	〃
12	肢体不自由	整形外科	石塚 隆二	国立水戸医院	水戸市東原3-2-1	〃
13	肢体不自由	整形外科	佐藤 心一	国立水戸医院	水戸市東原3-2-1	〃
14	肢体不自由	外科・胃腸 科・肛門科・ 整形外科・他	小関 國夫	小関外科胃腸科医院	水戸市千波町347-1	〃
15	肢体不自由	神経内科	玉田 文子	田中病院	水海道市森下町4447	〃
16	肢体不自由	脳神経外科	中川 邦夫	きぬ医師会病院	水海道市新井木町13-3	〃
17	肢体不自由	内 科	奥田 正冬	医療法人誠之会 廣橋第一病院	北茨城市関南町仁井田551	〃
18	肢体不自由	外科・内科 消化器科	池内 博	池内医院	笠間市笠間1514-4	〃
19	肢体不自由	外科・内科・ 小児科・胃腸 科・肛門科	草間 泰夫	草間医院	取手市東3-8-37	〃
20	肢体不自由	整形外科	水本 靖	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	〃
21	肢体不自由	整形外科	植松 修	植松整形外科	牛久市南町1-6-40	〃
22	肢体不自由	内科小児科	園部 昌彦	園部医院	牛久市南町4-43-3	〃
23	肢体不自由	内 科	佐藤 桂子	佐藤内科クリニック	ひたちなか市高野 2441-6	〃

番号	医 療 の 種 類	診療科目	氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年月日
24	肢体不自由	内 科	門脇 利明	財団法人鹿島病院	鹿嶋市平井1129-2	平成8年 11月21日
25	肢体不自由	内 科	浅利 俊彦	医療法人社団善仁会 小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	〃
26	肢体不自由	整形外科	折笠 博之	小川町国保中央病院	東茨城郡小川町中延 651-2	〃
27	肢体不自由	脳神経外科	長友 康	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町鎌田604	〃
28	肢体不自由	リハビリテー ション科	大仲 功一	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	〃
29	肢体不自由	整形外科	日置 茂	茨城県立医療 大学附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	〃
30	肢体不自由	リハビリテー ション科	安岡 利一	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	〃
31	心 臓	循環器科	野田 泰永	医療法人社団青潤会 青柳病院	水戸市青柳町2-10-11	〃
32	心 臓	外科・ 胃腸科	田中 正躬	田中病院	水海道市森下町4447	〃
33	心 臓	内 科	徳永 毅	総合病院 取手総合病院	取手市本郷2-1-1	〃
34	心 臓	内 科	島崎 和郎	島崎外科医院	鹿嶋市宮中5-10-18	〃
35	心 臓	内 科	大田 暁	医療法人社団善仁会 小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	〃
36	心 臓	内 科	諸岡 信裕	医療法人社団白帆会 小川南病院	東茨城郡小川町小川733	〃
37	じん臓	内 科	佐々木隆幸	国立霞ヶ浦病院	土浦市下高津2-7-14	〃
38	じん臓	泌尿器科	阿弥 良浩	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	〃
39	呼 吸 器	内 科	大瀬 意高	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	〃
40	呼 吸 器	内 科	遠藤 健夫	茨城西南 医療センター病院	猿島郡境町2190	〃
41	ぼうこう・直腸	外 科	川西 和成	医療法人社団 日鉦記念病院	日立市神峰町2-12-8	〃
42	ぼうこう・直腸	外 科	南風原英夫	つくば市立病院	つくば市北条5022	〃
43	ぼうこう・直腸	外 科	山下 浩二	医療法人社団善仁会 小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	〃
44	ぼうこう・直腸	外 科	大森 敏生	県西総合病院	西茨城郡岩瀬町鎌田604	〃
45	ぼうこう・直腸	外科・ 胃腸科	長谷川博一	社会福祉法人恩賜財団 済生会波崎済生病院	鹿島郡波崎町8968	〃
46	ぼうこう・直腸・ 小腸	消化器外科	阿竹 茂	筑波メディカルセン ター病院	つくば市天久保 1-3-1	〃
47	ぼうこう・直腸・ 小腸	外 科	高瀬 靖広	医療法人社団双愛会 つくば双愛病院	稲敷郡基崎町高崎1008	〃

茨城県告示第1363号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当する医療機関として、次のとおり指定した。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
茨城県立医療大学附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	整 形 外 科	平成8年12月1日
茨城県立医療大学附属病院	稲敷郡阿見町阿見4733	中 枢 神 経	平成8年12月1日
医療法人秀仁会川島クリニック	日立市東多賀町3-5-13	じ ん 臓	平成8年12月1日
有限会社郡司薬局	水戸市南町1-3-5	薬 局	平成8年12月1日
有限会社長山薬局	日立市多賀町1-2-2	薬 局	平成8年12月1日

茨城県告示第1364号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

種 目	医療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
視 覚	眼 科	岸 下 仁	社会福祉法人白十字会 白十字総合病院	鹿島郡神栖町賀2148	H8.3.31
聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	新 井 信 義	新井耳鼻咽喉科医院	水戸市南町3-2-51	H8.10.24
聴覚・平衡・音声・ 言語・そしゃく	耳鼻咽喉科	新 井 泰	新井耳鼻咽喉科医院	水戸市南町3-2-51	H8.10.24
肢 体 不 自 由	外 科	田 中 正 躬	田中病院	水海道市森下町4447	H8.8.20
肢 体 不 自 由	内 科	池 内 哲	池内医院	笠間市笠間1200	H8.10.15
肢 体 不 自 由	整形外科	山 口 良 成	医療法人西秀会 西間木病院	取手市戸頭1-8-21	H8.7.24
肢 体 不 自 由	内 科	草 間 邦 夫	草間医院	取手市東3-8-37	H8.10.1
肢 体 不 自 由	内 科	臼 井 学 知	波崎新丸病院	鹿島郡波崎町11345-1	H8.10.13
心 臓	外 科	萩 原 俊 彦	田中病院	水海道市森下町4447	H8.8.20
心 臓	内 科	安 達 眞 樹	小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	H3.7.31
じ ん 臓	内 科	安 達 みち子	小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	H3.7.31
呼 吸 器	内 科	小 川 到	小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	H3.5.31

種 目	医療科名	氏 名	医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
呼 吸 器	外 科	金 子 慶 虎	医療法人慶友会 守谷慶友病院	北相馬郡守谷町立沢980-1	H8.10.31
ぼうこう直腸	外科胃腸科	北 濱 秀 男	小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	H8.3.31
ぼうこう直腸	外 科	三 宅 弘 章	小山病院	鹿嶋市宮中4-4-12	H5.3.31

茨城県告示第1365号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令15号）第13条の7第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

医療機関の名称及び所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師等の氏名
水戸済生会総合病院	整 形 外 科	西 田 三 郎
医療法人愛宣会秦病院	整 形 外 科	寺 岡 亨

茨城県告示第1366号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定する医師から、茨城県身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
視 覚	岡田 敏樹	鹿島労災病院	鹿島郡波崎町 土合本町 1-9108-2	ひまわり眼科 クリニック	竜ヶ崎市佐貫 1-13-2	H8.4.1
肢体不自由	五味洵文雄	水戸済生会 総合病院	水戸市双葉台 3-3-10	五味洵整形外科	水戸市河和田町 821-1	H8.8.8
肢体不自由	天貝 均	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	筑波技術短期 大学附属診療所	つくば市春日 4-12-7	H8.8.1
肢体不自由	朝井 忠昭	医療法人 社団善仁会 小山病院	鹿嶋市宮中 4-4-12	朝井病院	行方郡潮来町 日の出 1-16-42	H7.5.12
肢体不自由	和田野安良	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町 阿見4733	H8.11.7
肢体不自由	永田 博司	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町 阿見4733	H8.11.7
肢体不自由	小松 義成	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	つくば双愛病院	稲敷郡茎崎町 茎崎1008	H8.7.1

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関の名称	医療機関の所在地	医療機関の名称	医療機関の所在地	
肢体不自由	玉野 雅裕	医療法人 社団善仁会 小山病院	鹿嶋市宮中 4-4-12	協和中央病院	真壁郡協和町 門井1076-1	H 6. 3. 31
心 臓	増岡 健志	浦川会 勝田病院	ひたちなか市 中根5125-2	国立療養所 晴嵐荘病院	那珂郡東海村 照沼825	H 8. 4. 1
心臓呼吸器	垣花 昌明	筑波大学 附属病院	つくば市天久保 2-1-1	茨城県立医療大学 附属病院	稲敷郡阿見町 阿見4733	H 8. 11. 7

~~~~~

茨城県告示第1367号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次の医療機関を指定し同条第4項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

| 名 称                 | 所 在 地             | 指定年月日      |
|---------------------|-------------------|------------|
| 大部薬局                | 水戸市元吉田町1636-6     | 平成8年10月23日 |
| 医療法人坂本内科医院          | 水戸市見川2丁目192-3     | 平成8年10月1日  |
| ミドリ薬局               | 北茨城市磯原町磯原602      | 平成8年10月16日 |
| 有限会社健喜堂薬局           | 行方郡麻生町麻生1164-4    | 平成8年10月24日 |
| ひがしやま薬局             | 鹿嶋市宮中1995-68      | 平成8年11月6日  |
| 染谷薬局                | 鹿島郡神栖町大野原2-21-33  | 平成8年11月7日  |
| 美浦まきば病院             | 稲敷郡美浦村土屋1979      | 平成8年10月1日  |
| 株式会社日立製作所土浦診療健診センタ  | 土浦市神立東2-27-8      | 平成8年11月6日  |
| 医療法人社団健麗会宮川内科・胃腸科医院 | つくば市二の宮2丁目2-26    | 平成8年10月1日  |
| 協和調剤薬局下館支局          | 下館市玉戸1109-3       | 平成8年10月1日  |
| 深谷薬局                | 真壁郡大和村本木2109-1    | 平成8年9月30日  |
| 桜井薬局                | 真壁郡真壁町真壁186       | 平成8年11月11日 |
| 向田薬局                | 真壁郡明野町海老ヶ島1298-1  | 平成8年11月13日 |
| やまとや薬局ヘルスストア        | 真壁郡関城町井上885       | 平成8年3月29日  |
| やまとや薬局関本店           | 真壁郡関城町関本分中東館383-1 | 平成8年3月29日  |
| やまとや薬局西方店           | 下館市玉戸南新田1523-107  | 平成8年3月29日  |

(辞 退)

| 名 称        | 所 在 地          | 辞退年月日      |
|------------|----------------|------------|
| 坂本内科医院     | 水戸市見川2丁目192-8  | 平成8年10月1日  |
| ミドリ薬局      | 北茨城市磯原町磯原602   | 平成8年10月15日 |
| 村田医院       | 北相馬郡藤代町谷中43-2  | 平成8年9月1日   |
| 宮川内科・胃腸科医院 | つくば市二の宮2丁目2-26 | 平成8年11月7日  |

## 茨城県告示第1368号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年茨城県規則第5号）別表第46項の規定に基づき、同項の用地先行取得事業に要する資金に係る利率は、3.4パーセントと定める。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第1369号

茨城県農業管理指導士養成（特別）研修及び認定試験の実施

平成8年度農業管理指導士養成（特別）研修及び認定試験を茨城県農業管理指導士認定事業実施要項（昭和63年3月3日茨城県告示第302号）第6条の規定に基づき実施するので、公告する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

平成8年度農業管理指導士養成（特別）研修及び認定試験を次により実施する。

- 1 研修及び試験の区分 農業管理指導士養成（特別）研修及び認定試験
- 2 研修及び試験の期日 (1) 養成研修 平成9年1月14日（火）及び1月16日（木）から1月17日（金）  
(2) 特別研修 平成9年1月20日（月）  
(3) 認定試験 平成9年1月20日（月）
- 3 研修及び試験の場所 茨城県水戸合同庁舎「厚生室」  
水戸市柵町1－3－1

## 4 受講及び受験資格

満20歳以上の農業取扱業者等（農業販売業者若しくは防除業者またはそれらの従業員）で、その業務に2年以上従事しており、毒物劇物取扱責任者の資格を有し、かつ勤務する事務所の所在地が茨城県内にある者。ただし、全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農業協同組合連合会会長が認定した「農業安全コンサルタント」の資格を有する者は、養成研修を受講しないことができる。

## 5 研修・試験の方法及び科目

別紙1のとおりとする。

## 6 受講及び受験手続

## (1) 受講及び受験申請書等の交付

ア 受講及び受験申請書等の用紙は、茨城県農林水産部農業技術課及び茨城県病虫害防除所で交付する。

イ 受講及び受験申請書等の用紙を郵送で請求するときは、封筒の表に「農業管理指導士受講・受験申請書請求」と朱書きし、190円切手を貼付した宛先明記の封筒（角2）を必ず同封すること。

## (2) 受講及び受験申請書等の提出

受講・受験申請書（様式第1号）に最近6ヶ月以内に撮影した写真（正面向き、上半身、無帽で、縦4cm、横3cmの大きさの写真の裏面に氏名を記入したもの）を所定の箇所に貼り、添付書類とともに茨城県農林水産部農業技術課または茨城県病虫害防除所に直接提出するか、または郵送すること。

## (3) 添付書類

受講・受験申請書には、次の書類を添付すること。

ア 履歴書（様式第2号）

イ 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し

ウ 実務経験年数証明書及び在職証明書（様式第3号）

エ 全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」または全国農業協同組合連合会会長が認定した「農業安全コンサルタント」の資格を有することを証する書類の写し（養成研修の受講申請をしない者に限る。）

(4) 受講・受験手数料

研修に使用するテキストの費用は、研修受講者の実費負担（1,700円）とする。

7 受講・受験申請書受付期間等

(1) 受付期間

平成8年12月9日（月）から平成9年1月7日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）で必着とする。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

8 受講・受験申請書提出先

水戸市三の丸1丁目5番38号（郵便番号310）

茨城県農林水産部農業技術課技術調整担当または

水戸市柵町1丁目3番1号（郵便番号310）

茨城県病虫害防除所

（郵送の場合は、封筒に「農業管理指導士受講・受験申請書在中」と朱書きすること。）

9 受講・受験票の交付

受講の受付時に配布する。

10 合格者の公表

合格者の氏名を試験施行後1月以内に、茨城県農林水産部農業技術課及び茨城県病虫害防除所に掲示するとともに、合格者に「農業管理指導士認定証」を交付する。

11 研修及び試験についての問い合わせ

研修及び試験についての問い合わせは、水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県農林水産部農業技術課技術調整担当（電話029-221-8111 内線3614～5）または水戸市柵町1丁目3番1号 茨城県病虫害防除所（電話029-227-2445）に行うこと。

## 別紙1

| 期 日<br>及び場所                                                                               | 種 類  | 内 容               |                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                           |      | 科 目               | 研 修 等 の 内 容                                                                                                                                                 |
| (期日)<br>平成9年<br>1月14日<br>16日<br>17日<br>(3日間)<br>(場所)<br>水戸市<br>柵町<br>1-3-1<br>県水戸合<br>同庁舎 | 養成研修 | 1 植物防疫一般          | 植物防疫行政及び農業行政に関する知識                                                                                                                                          |
|                                                                                           |      | 2 農薬一般            | 農薬の種類、特性及び農薬が農業生産に果たす役割等                                                                                                                                    |
|                                                                                           |      | 3 関係法令            | ① 農薬取締法に基づき農薬取扱業者等が遵守すべき事項等<br>② 毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物に指定された農薬の販売、保管管理等に関して遵守すべき事項                                                                           |
|                                                                                           |      | 4 病虫害及び雑草防除等      | ① 病虫害及び雑草の種類並びに農薬の使用方法等に関する知識<br>② 農薬散布技術、防除機等に関する知識                                                                                                        |
|                                                                                           |      | 5 農薬の安全性評価及び各種基準  | ① 農薬の安全性評価の方法に関する知識<br>② 農薬の残留基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識<br>③ 農薬の安全使用基準等設定の趣旨及び設定方法に関する知識                                                                         |
|                                                                                           |      | 6 農薬の安全使用、危害防止対策等 | ① 散布作業者に対する安全性の確保(使用上の注意事項の遵守)に関する事項<br>② 農産物の安全性の確保(農薬の安全使用基準等の遵守)に関する知識<br>③ 環境に対する安全性の確保に関する知識<br>④ 農薬の保管管理に関する知識<br>⑤ 農薬の散布保護装備(防除衣、保護マスク、保護メガネ等)に関する知識 |
|                                                                                           |      | 7 農薬管理指導士の任務      | 農薬の安全対策における農薬管理指導士の位置づけ、農薬管理指導士の果たすべき役割及び遵守すべき事項等                                                                                                           |
| 平成9年<br>1月20日<br>(場所は<br>同上)                                                              | 特別研修 | 同 上               | 同 上                                                                                                                                                         |
|                                                                                           | 認定試験 | 同 上               | (基礎的な事項、知識)<br>特別研修終了後、農薬の取扱いに必要な知識を有しているかどうかを判定するために実施する。(研修修了者対象)                                                                                         |

様式第1号

※受講・受験番号

## 農業管理指導士養成研修，特別研修及び認定試験受講・受験申請書

年 月 日

茨 城 県 知 事 殿

## 写真添付

最近6箇月以内に  
撮影した正面向，  
上半身，無帽で，  
縦4cm，横3cmの  
大きさの写真

住 所

電話番号

氏 名

生年月日

印

茨城県農業管理指導士

養成研修  
特別研修  
認定試験

を受講・受験したいので，下記の関係書類を添えて申請します。

## 記

- 1 履歴書
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を有することを証する書類の写し
- 3 実務経験年数証明書及び在職証明書
- 4 全国農業協同組合連合会会長が認定した防除指導員又は全国農業協同組合連合会会長が認定した農業安全コンサルタントの資格を有することを証する書類の写し（特別研修のみの受講申請をする者に限る。）

## (注意)

- 1 養成研修を受講しない者（防除指導員又は農業安全コンサルタントの資格を有する者）は養成研修を線で抹消すること。
- 2 「申請上の注意」をよく読んでから申請書類を作成して下さい。

## 様式第2号

## 履 歴 書

|       |                            |  |  |
|-------|----------------------------|--|--|
| ふりがな  |                            |  |  |
| 氏 名   | ◎<br>大・昭 年 月 日生            |  |  |
| 本 籍 地 |                            |  |  |
| 現 住 所 | TEL ( )                    |  |  |
| 年 月 日 | 学 歴 ・ 職 歴 ・ 賞 罰            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
| 年 月 日 | 毒物劇物取扱責任者の取得・農薬関連の講習等の受講歴等 |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |
|       |                            |  |  |

(注) 学歴は、最終学歴(卒業学科まで)を記入する。

様式第3号

## 実務経験年数証明書及び在職証明書

## 【実務経験年数証明欄】

職 名

氏 名

生年月日

年

月

日

上記の者は、 年 月 日から 年 ヲ月間、農業販売業務（防除業務）に従事している  
（いた）ことを証明します。

年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

㊞

## 【在職証明欄】

職 名

氏 名

生年月日

年

月

日

上記の者は、現在（ 年 ヲ月間）、農業販売業務（防除業務）に従事していることを証明します。

年 月 日

勤務先所在地

勤務先名称

勤務先代表者名

㊞

（注）1 該当しない従業務等のいずれか一方を――（線）で消す。

2 【実務経験年数証明欄】で、現在、業務に従事し、2年以上経験年数がある場合は、【在職証明欄】は記入を要しない。

3 在職証明書として使用する場合は、【在職証明欄】のみ記入する。

~~~~~

茨城県告示第1370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年12月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道461号
- 2 供用開始の区間 高萩市大字大能1092番地先から高萩市大字大能1057番6地先まで
- 3 供用開始の期日 平成8年12月23日

~~~~~

茨城県告示第1371号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画を変更する土地の区域  
1・3・3号鉾田茨城線

追加する部分

東茨城郡茨城町大字鳥羽田字坂東、字三角山、字往還付東、字坊子山の各一部

大字生井沢字下原の一部

大字秋葉字三ツ又、字入分付、字入分附、字分附の各一部

大字小幡字中折、字城之内、字城ノ下、字城ノ内、字原谷津、字山ノサキ、字山ノ崎、字諏訪山、  
字藤山、字北山、字明神下、字城下の各一部

大字奥谷字押出シ、字押出、字新溜、字須崎、字前新堀の各一部

大字下土師字水白、字島の下、字堂ノ上、字堂前、字塚崎、字宅地前、字東稻荷山、字東山稻荷後、  
字東山堂ノ上、字東山の各一部

大字越安字向下川面、字式番田、字水窪、字水戸道東、字遠原、字水久保、字中峯、字水戸窪、  
字新屋敷後、字天王臺、字天王台、字新屋敷、字宮前、字中畑、字水戸道西、字馬渡り道、  
字十三塚の各一部

大字小鶴字遠原の一部

大字大戸字増山、字井蔵、字中原、字内並木、字北条原、字表並木、字北条塚の各一部

3・2・172号 紅葉鳥羽田線

追加する部分

東茨城郡茨城町大字生井沢字下原の一部

大字鳥羽田字往還付東、字桜山、字三角山、字坂東の各一部

鹿島郡鉾田町大字紅葉字灰原久保の一部

2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第1372号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により鉾田都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

1・3・1号鉾田茨城線

追加する部分

鉾田町大字紅葉	字虻沢, 字灰原久保, 字新川添, 字入場台, 字彌蔵谷津の各一部
大字大和田	字喜四郎先上, 字橋本, 字向橋本, 字向藤沼, 字頃橋, 字三角山, 字新田後, 字新田前, 字西原, 字大山, 字殿山添, 字茂助山の各一部
大字菅野谷	字寺道, 字長久保, 字馬捨場, 字砂押, 字別当の各一部
大字下富田	字ツツミ山, 字吉十, 字狐穴, 字主水山, 字沢ふたき, 字沢ふたぎ, 字仲土手附, 字長さく, 字東原, 字二重堀, 字馬頭観音裏, 字飯田道附, 字飯田道付, 字梨子木久保, 字澤ふたぎの各一部
大字上富田	字外山, 字吉十, 字金洗, 字長作, 字大沼の各一部
大字鳥栖	字駒木根道, 字杉山, 字石八戸道, 字善四郎前, 字相撲取窪, 字大沼, 字大沼台, 字大沼臺, 字長沼, 字東山, 字檜木山の各一部
大字徳宿	字南野の一部
大字当間	字久保向, 字久保田の各一部
大字秋山	字トウメキ, 字ドウメキ, 字外カナクソ, 字外金クソ, 字内カナクソの各一部
大字飯名	字寄居道, 字次郎右衛門荒匂, 字新里道, 字六十塚の各一部

3・4・4号桜本靱負線

変更する部分

鉾田町大字鉾田	字加倉井, 字網張, 字中根の各一部
大字安房	字高野前の一部

追加する部分

鉾田町大字安房	字網張, 字網張, 字三角山, 字鹿喰, 字靱負, 字諏訪後, 字諏訪前, 字水砂, 字諏訪脇の各一部
大字柏熊	字笠貫, 字長原の各一部

3・4・7号当間靱負線

追加する部分

鉾田町大字当間	字大海道の一部
大字秋山	字ボチ久保, 字原井戸, 字荒久山, 字荒匂山, 字惣伏内, 字二ツ塚久保, 字二ツ塚北切, 字伏山の各一部
大字飯名	字下谷原, 字挾間, 字出山, 字新里道, 字西ノ久保, 字入の各一部
大字安房	字中峯崎, 字原前, 字原前久保, 字源治久保, 字高根作, 字今宮前, 字宗禅, 字宗禅窪, 字靱負, 字諏訪後, 字水砂, 字船久保, 字南, 字南前, 字南峯崎, 字北水砂の各一部
大字柏熊	字笠貫の一部

3・4・8号西台当間線

追加する部分

鉾田町大字塔ヶ崎 字我鬼塚，字原，字赤沼，字中峯，字馬頭観音，字木戸作の各一部

大字当間 字大木戸，字池ノ内，字六十塚，字大海道の各一部

大字飯名 字新里道，字六十塚の各一部

2 縦 覧 場 所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1373号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水海道市

2 都市計画事業の種類及び名称

水海道都市計画公園事業

3・3・003 内守谷近隣公園

3 事業施行期間

平成8年12月9日から

平成11年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県水海道市内守谷町字奥山地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第1374号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成8年12月9日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

土浦市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画下水道事業

土浦市公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年8月22日から平成14年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和54年茨城県告示第1109号の事業地のうち土浦市真鍋新町の一部の区域を削り、当該事業地に土浦市湖北一丁目の一部を加えた区域

(2) 使用の部分

昭和41年建設省茨都第83号、昭和48年建設省都下発第11号、昭和54年茨城県告示第1109号、昭和57年茨城県告示第1137号、昭和59年茨城県告示第1244号、昭和62年茨城県告示第1638号、平成2年茨城県告示第1216号、平成3年茨城県告示第1277号及び平成5年茨城県告示第663号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

土浦市大字常名 字西並木、字中並木南側、字今方、字清水上、字四町堀、字原、字かんふり坂、字くさくら田、字新田、字原新田、字長町、字谷頭、字南谷頭、字とうか、字乙越、字東谷津、字西谷津、字中谷津、字ミノワ、字野岸、字山川、字桧木、字大和田、字塚田、字東大塚、字二反田、字三崎、字池端、字池下、字フミタクチ、字白尺、字古道、字宮下、字神明、字三神宮、字三神宮下、字天神久保、字天神脇、字八幡下、字姥神後、字弁才天、字虚空蔵下の全部、字東並木北側、字西並木北側、字西原、字北西原、字中西原、字南西原、字西新田、字羽黒、字上白畑、字西根、字寺内、字本方、字前田、字畑下、字東松島、字小野畑、字中荒久、字榎木田の各一部

並びに大字殿里 字池下、字北ノ内、字塚田、字殿里脇の全部
字間々田、字第六、字藤ノ木、字八幡台、字前田、字苗代場の各一部

並びに大字虫掛 字五反田、字下牛垣、字中坪、字屋敷付、字屋敷下、字下ヶ作、字辰ノ口、字三反田、字橋本、字東、字新地、字入道、字下坪、字西ノ内、字常名原、字聖至、字堂ノ前の全部
字立野、字神田、字中川面、字下川面、字道前、字長町、字下沼、字小沼、字塚田、字二又、字中アラク、字中蛭の各一部

並びに大字大岩田 字塚田、字内根、字東平、字北平、字南平、字南平二階、字平宮脇、字観音下、字馬場先東、字馬場先西、字馬場先南、字根崎、字カジャ、字十二社、字十二社下、字辻前、字西ノ前、字堂ノ前、字堂屋久保、字堂屋台、字広見、字中台、字台田、字杉苗、字木曾、字白山、字五蔵、字五蔵池下、字弁天、字弁才天、字天神下、字東秋葉、字西秋葉、字中内、字中内前、字曲内、字毛下、字中峯、字中峯久保の全部
字後谷、字台田ノ上、字杉苗谷、字辰巳、字天神平、字天神本、字巖坂、字巖下、字瀧田の各一部

並びに 字新川の各一部

並びに白鳥町 字新山、字原山、字高房、字箕ノ口の各一部

並びに大字中貫 字観音堂、字宿、字息栖、字新堀、字門畑、字阿弥陀、字鴻巣、字権現馬場先、字権現脇、字天神脇、字天神社の全部
字北山、字西野、字東野、字東山尻、字内裏、字外裏、字五郎窪、字種井畑、字道祖神、字西河内、字東腰、字廣畑、字京田、字天神下、字東前の各一部の区域

茨城県告示第1375号

行方郡北浦村大字山田2564番地の10に事務所を置く武田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年12月9日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木62番地の2	理 事	塙 孝 造	
〃 〃 〃 成田496番地	〃	桂 木 甫 房	
〃 〃 〃 成田822番地	〃	出久根 岩 男	
〃 〃 〃 内宿1357番地	〃	久 米 一 雄	
〃 〃 〃 内宿979番地	〃	清 水 浩 衛	
〃 〃 〃 内宿635番地	〃	柳 町 文 雄	
〃 〃 〃 内宿1182番地	〃	藤 枝 芳 夫	
〃 〃 〃 両宿91番地	〃	内 田 泰 山	
〃 〃 〃 両宿377番地	〃	額 賀 林 榮	
〃 〃 〃 両宿351番地のイ	〃	額 賀 忠 男	
〃 〃 〃 両宿681番地	〃	内 田 勝 敏	
〃 〃 〃 次木574番地	〃	伊勢山 迪 男	
〃 〃 〃 次木80番地の1	〃	金 山 榮 伸	
〃 〃 〃 次木818番地	〃	塙 浩	
〃 〃 〃 次木98番地の1	〃	塙 四 郎	
〃 〃 〃 内宿910番地の1	監 事	武 内 昭	
〃 〃 〃 成田581番地	〃	成 田 嘉 一	
〃 〃 〃 小貫359番地の4	〃	有 馬 一 郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木62番地の2	理 事	塙 孝 造	
〃 〃 〃 成田942番地	〃	久 米 進	
〃 〃 〃 成田479番地	〃	成 田 忠 雄	
〃 〃 〃 内宿1352番地	〃	出久根 昭	
〃 〃 〃 内宿979番地	〃	清 水 浩 衛	
〃 〃 〃 内宿637番地	〃	齋 藤 隆 男	
〃 〃 〃 内宿626番地	〃	宮 内 幸 輝	
〃 〃 〃 両宿351番地のイ	〃	額 賀 忠 男	
〃 〃 〃 両宿91番地	〃	内 田 泰 山	
〃 〃 〃 両宿47番地	〃	鈴 木 春 雄	
〃 〃 〃 両宿90番地	〃	井 川 光 輝	
〃 〃 〃 次木304番地の9	〃	塙 昇	
〃 〃 〃 次木818番地	〃	塙 浩	
〃 〃 〃 次木98番地の1	〃	塙 四 郎	
〃 〃 〃 次木570番地	〃	郡 司 信 隆	
〃 〃 〃 内宿910番地の1	監 事	武 内 昭	
〃 〃 〃 小貫332番地	〃	塙 隆 明	
〃 〃 〃 成田951番地の1	〃	出久根 國 宏	

茨城県告示第1376号

鹿島郡大洋村大字上幡木578番地に事務所を置く白鳥西土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年12月9日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字上幡木522番地	理 事	人 見 恭比古	
“ “ “ 上幡木809番地	“	飯 島 誠 之	
“ “ “ 上幡木1052番地	“	小 見 甚兵衛	
“ “ “ 上幡木1302番地	“	飯 岡 茂 治	
“ “ “ 上幡木1656番地の25	“	久 保 勝 男	
鹿嶋市大字大小志崎633番地の1	“	飯 島 明	
鹿島郡大洋村大字上幡木1559番地	“	蓮 實 寛 重	
“ “ “ 江川216番地	“	菅 谷 信 男	
“ “ “ 中居608番地	“	方波見 洋	
“ “ “ 上沢53番地	“	飯 岡 源 治	
“ “ “ 上沢1874番地	“	菅 谷 由 明	
“ “ “ 飯島672番地	“	小 見 義 造	
“ “ “ 上幡木787番地の2	監 事	遠 峰 啓 一	
“ “ “ 中居330番地	“	小 森 喜 幸	
“ “ “ 飯島744番地	“	小 見 清	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿島郡大洋村大字上幡木1656番地の25	理 事	久 保 勝 男	
“ “ “ 上幡木809番地	“	飯 島 誠 之	
“ “ “ 上幡木1052番地	“	小 見 甚兵衛	
“ “ “ 上幡木1559番地	“	蓮 實 寛 重	
“ “ “ 江川248番地の6	“	菅 谷 信 男	
“ “ “ 上幡木22番地	“	瀬 尾 泰 晴	
“ “ “ 上幡木1476番地の2	“	飯 岡 實	
鹿嶋市大字大小志崎1513番地	“	小 沼 昭 一	
鹿島郡大洋村大字飯島371番地	“	松 井 弘 光	
“ “ “ 中居209番地	“	伊 藤 文 夫	
“ “ “ 飯島327番地の12	“	小 野 照 雄	
“ “ “ 上沢1953番地	“	東 峰 毅	
“ “ “ 中居330番地	監 事	小 森 喜 幸	
“ “ “ 上沢1874番地	“	菅 谷 由 明	
“ “ “ 上幡木458番地	“	方波見 陽 一	

茨城県告示第1377号

行方郡牛堀町大字永山703番地の1に事務所を置く永山土地改良から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町大字永山1062番地	理 事	吉 川 利 徳	
〃 〃 〃 永山394番地	〃	浅 野 良 雄	
〃 〃 〃 永山584番地	〃	越 川 新 一	
〃 〃 〃 永山716番地	〃	吉 川 菊 夫	
〃 〃 〃 永山1261番地	〃	布 施 寛	
〃 〃 〃 永山607番地	〃	井 関 禎 夫	
〃 〃 〃 永山453番地の1	〃	栗 林 正 夫	
〃 〃 〃 永山576番地の1	〃	吉 田 吉 徳	
〃 〃 〃 永山1046番地	監 事	水 貝 忠 雄	
〃 〃 〃 永山1273番地	〃	根 本 征次郎	

.2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町大字永山1225番地の1	理 事	吉 川 菊 夫	
〃 〃 〃 永山571番地の1	〃	浅 野 操	
〃 〃 〃 永山394番地	〃	浅 野 良 雄	
〃 〃 〃 永山609番地の1	〃	塙 剛 一	
〃 〃 〃 永山582番地	〃	千野根 喜 一	
〃 〃 〃 永山566番地	〃	水 貝 義 一	
〃 〃 〃 永山1157番地の1	〃	吉 川 文 衛	
〃 〃 〃 永山1323番地	〃	長 岡 浩	
〃 〃 〃 永山1046番地	監 事	水 貝 忠 雄	
〃 〃 〃 永山1246番地の1	〃	千野根 宏	

茨城県告示第1378号

龍ヶ崎市川原代町2640番地の1に事務所を置く牛久沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17条の規定により公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市川原代町387番地	理 事	石 川 誠	
〃 〃 3950番地	〃	山 崎 重 男	
〃 馴馬町2390番地	〃	廣 田 吉 一	

龍ヶ崎市若柴町1952番地	理 事	荒 川 恒 雄
“ 佐貫町343番地	“	野 口 浩
“ 4331番地	“	潮 田 龍 雄
“ 馴馬町601番地の 6	“	磯 貝 光 市
“ 5535番地の 2	“	宇 田 勝 利
“ 8644番地	“	國 松 正 尾
“ 大徳町3776番地	“	菅 生 文 夫
“ 宮渕町2912番地の 2	“	寺 本 信 男
“ 大徳町5931番地	“	石 島 任
“ “ 296番地	“	大 竹 正 男
稲敷郡河内町生板5291番地	“	大 野 勝 利
龍ヶ崎市川原代町5869番地	監 事	木 村 功
“ 南中島149番地	“	櫻 井 伯 夫
“ 7401番地の 1	“	井 橋 秀 雄
“ 3321番地の 4	“	西 村 陽 雄
“ 大徳町5747番地	“	石 嶋 恒 男
“ “ 370番地	“	足 立 利 雄
稲敷郡河内町生板4589番地	“	大 野 幹 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
龍ヶ崎市川原代町387番地	理 事	石 川 誠	
“ “ 3950番地	“	山 崎 重 男	
“ 南中島町363番地	“	中 嶋 道 正	
“ 馴馬町2390番地	“	廣 田 吉 一	
“ 佐貫町343番地	“	野 口 浩	
“ 5535番地の 2	“	宇 田 勝 利	
“ 須藤堀町908番地	“	渡 辺 忠 夫	
“ 8644番地	“	國 松 正 尾	
“ 馴馬町601番地の 6	“	磯 貝 光 市	
“ 大徳町5982番地	“	木 村 信 夫	
“ 宮渕町61番地	“	大 野 誠一郎	
“ “ 3208番地	“	中 村 保	
“ 大徳町3776番地	“	菅 生 文 夫	
稲敷郡河内町生板5291番地	“	大 野 勝 利	
龍ヶ崎市川原代町5869番地	監 事	木 村 功	
“ 庄兵衛新田町343番地	“	松 田 訓 勇	
“ 5149番地	“	寺 田 信 平	
“ 3321番地の 4	“	西 村 陽 雄	
“ 大徳町5747番地	“	石 嶋 恒 男	
“ “ 370番地	“	足 立 利 雄	

稲敷郡河内町生板4589番地

〃 大 野 幹 雄

茨城県告示第1379号

西茨城郡岩瀬町大字岩瀬64番地の2に事務所を置く大川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年12月9日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬229番地の1	理 事	川那子 明 三	
西茨城郡岩瀬町大字南飯田803番地	理 事	細 谷 文 雄	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1340番地	理 事	仁 平 昇	
西茨城郡岩瀬町大字門毛197番地	理 事	藤 田 和 市	
西茨城郡岩瀬町大字門毛2049番地	理 事	今 井 年 夫	
西茨城郡岩瀬町大字門毛466番地	理 事	仁 平 長 一	
西茨城郡岩瀬町大字入野954番地	理 事	渡 辺 秀之丞	
西茨城郡岩瀬町大字入野970番地	理 事	菊 池 一 男	
西茨城郡岩瀬町大字入野71番地	理 事	安 達 慶 之	
西茨城郡岩瀬町大字入野185番地	理 事	笠 井 水 男	
西茨城郡岩瀬町大字南飯田840番地	理 事	細 谷 福太郎	
西茨城郡岩瀬町大字中里539番地	理 事	軽 部 良 一	
西茨城郡岩瀬町大字富谷1136番地	理 事	爲我井 武 市	
西茨城郡岩瀬町大字富谷682番地	理 事	中 田 治 成	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1407番地の1	理 事	大 山 松 重	
西茨城郡岩瀬町大字楢田347番地	理 事	酒 寄 恒 雄	
西茨城郡岩瀬町大字楢田554番地の13	理 事	川 島 音 藏	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬199番地の1	理 事	渡 邊 義 男	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬212番地	理 事	藤 田 一 成	
西茨城郡岩瀬町大字門毛556番地	監 事	菊 地 一 男	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬729番地	監 事	櫻 井 卓	
西茨城郡岩瀬町大字富谷153番地	監 事	軽 部 武 夫	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬229番地の1	理 事	川那子 明 三	
西茨城郡岩瀬町大字南飯田803番地	理 事	細 谷 文 雄	
西茨城郡岩瀬町大字門毛197番地	理 事	藤 田 和 市	
西茨城郡岩瀬町大字門毛2049番地	理 事	今 井 年 夫	
西茨城郡岩瀬町大字門毛466番地	理 事	仁 平 長 一	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡岩瀬町大字入野852番地	理 事	口 町 章	
西茨城郡岩瀬町大字入野902番地	理 事	芳 井 隆 夫	
西茨城郡岩瀬町大字入野212番地	理 事	飯 野 良 治	
西茨城郡岩瀬町大字入野546番地	理 事	石 川 誠	
西茨城郡岩瀬町大字南飯田840番地	理 事	細 谷 福太郎	
西茨城郡岩瀬町大字中里539番地	理 事	軽 部 良 一	
西茨城郡岩瀬町大字富谷1136番地	理 事	爲我井 武 市	
西茨城郡岩瀬町大字富谷682番地	理 事	中 田 治 成	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1396番地	理 事	大 山 繁	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬1331番地の2	理 事	仲 田 茂 雄	
西茨城郡岩瀬町大字鍬田554番地の13	理 事	川 島 音 藏	
西茨城郡岩瀬町大字鍬田488番地	理 事	荻 原 安 一	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬199番地の1	理 事	渡 邊 義 男	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬212番地	理 事	藤 田 一 成	
西茨城郡岩瀬町大字富谷153番地	監 事	軽 部 武 夫	
西茨城郡岩瀬町大字門毛556番地	監 事	菊 地 一 男	
西茨城郡岩瀬町大字岩瀬729番地	監 事	櫻 井 卓	

茨城県告示第1380号

結城郡石下町大字新石下3639番地に事務所を置く八間堀川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年12月9日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
結城郡石下町大字新石下316番地	理 事	長 瀬 正 夫	
下妻市大字山尻147番地 1	監 事	倉 持 和 美	

茨城県告示第1381号

東茨城郡常北町大字石塚1428番地の25に事務所を置く荒田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成8年12月9日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字上入野530番地	理 事	川 又 哲 男	

茨城県告示第1382号

東茨城郡茨城町大字小堤1743番地 5 に事務所を置く鳥羽田土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字鳥羽田1600番地	理 事	石 川 泰一郎	

茨城県告示第1383号

水戸市柵町 1 丁目 3 番 1 号に事務所を置く那珂川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡御前山村大字野口1636番地	理 事	川 又 利 夫	

茨城県告示第1384号

鹿嶋市大字佐田1428番地に事務所を置く鹿島湖岸南部土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県銚田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市神野 3 - 5 - 29	理 事	吾 妻 隆	

（公 安 委 員 会）

茨城県公安委員会告示第37号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第 1 項及び第14条の 2 第 2 項の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定を行ったので公示する。

平成 8 年 12 月 9 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 2 9 4	水戸88 に3896	トヨタ 8 年式	水 防 用	建設省霞ヶ浦工事事務所
3 2 9 5	土浦88 に3793	ニッサン 8 年式	道路応急作業用	日本道路公団（谷和原）

2 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 2 9 6	土浦88 に3793	トヨタ 8年式	道路維持作業用	日本道路公団（谷和原）
3 2 9 7	水戸88 に3894	トヨタ 8年式	〃	日本道路公団（日立）

3 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告示 年月日	告示 番号	取消理由
1 5 5 6	土浦88す6456	ニッサン58年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部	58.5.30	18	廃車の為
1 9 3 3	水戸11せ2470	ニッサン61年式	〃	〃	61.9.11	27	〃
1 9 4 8	水戸88せ2502	マツダ61年式	〃	〃	〃	〃	〃
1 9 5 1	水戸80あ・259	スズキ61年式	〃	〃	〃	〃	〃
1 9 5 4	土浦80あ・257	〃 〃	〃	〃	61.10.23	32	〃
2 1 3 9	水戸88す4924	ニッサン63年式	〃	〃	63.9.16	27	〃
2 2 4 1	水戸88す5602	トヨタ元年式	〃	〃	元.8.24	18	〃
2 2 4 3	土浦88す6436	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2 2 4 5	水戸88せ3392	マツダ元年式	〃	〃	元.9.25	21	〃
2 2 4 7	土浦88せ3095	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2 2 4 8	水戸88せ3084	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2 2 8 8	土浦88せ3082	〃 〃	〃	〃	元.12.11	28	〃
2 4 4 6	土浦88す6384	ニッサン3年式	〃	〃	3.3.7	5	〃

公 告

（地 方 労 働 委 員 会）

◎あっせん員候補者の公示について

茨城県地方労働委員会は労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、次のとおり公示する。

平成8年12月9日

茨城県地方労働委員会会長 山 本 吉 人

氏 名	現 職 及 び 前 職	住 所 及 び 電 話 番 号	委嘱年月日
山 本 吉 人	茨城大学名誉教授 法政大学教員 県地労委公益委員	☎311-41 水戸市赤塚1-406-3 ☎03 (3375) 8976 (自宅)	S 40. 3. 1
黒 澤 克	弁護士 県地労委公益委員	☎310 水戸市五軒町1-5-10 ☎029 (231) 4959 (事務所)	S 48. 12. 20
片 桐 章 典	弁護士 県地労委公益委員	☎313 常陸太田市木崎一町2051 ☎029 (231) 2940 (事務所)	S 55. 10. 17
野 阪 滋 男	茨城大学教授 県地労委公益委員	☎310 水戸市城南2-4-31-101 ☎03 (3955) 4325 (自宅)	S 56. 2. 19
益 子 房 雄	元県商工労働部次長 県地労委公益委員	☎310 水戸市千波町127-6 ☎029 (241) 2700 (自宅)	H 8. 12. 2
清 水 東	日立製作所労組 那珂支部執行委員長 県地労委労働者委員	☎312 ひたちなか市馬渡2897-13 ☎029 (272) 2943 (労組)	H 4. 12. 1
木 村 克 身	関東鉄道労働組合 執行委員長 県地労委労働者委員	☎315 石岡市府中5-9-7 ☎0299 (22) 4108 (労組)	H 6. 12. 1
高 村 仁	ゼンセン同盟 茨城支部委員長 県地労委労働者委員	☎310 水戸市笠原町1117 ☎029 (227) 2962 (労組)	H 8. 12. 2
上 村 順 一	日本労働組合総連合会 茨城県連合会副事務局長 県地労委労働者委員	☎314 鹿嶋市大字宮中813-2 ☎029 (231) 2020 (労組)	H 8. 12. 2
山 口 繁 雄	合化労連茨城地区 協議会事務局長 県地労委労働者委員	☎300 土浦市烏山5-1878-28 ☎0298 (32) 5000 (労組)	H 8. 12. 2
川 村 俊 彦	日立製作所(株) 日代表取締役社員 県地労委使用者委員	☎312 ひたちなか市東石川1-15-4 ☎0294 (53) 4111 (会社)	S 63. 7. 21
野 口 芳 男	茨城県経営者協会 専務理事 県地労委使用者委員	☎310 水戸市見和2-511-12 ☎029 (221) 5301 (協会)	S 63. 12. 1
辺 津 守 男	鹿島運輸(株) 代表取締役社員 県地労委使用者委員	☎314 鹿嶋市平井1360-14 平井社宅 ☎0299 (84) 1111 (会社)	H 5. 2. 18
大久保 寛	茨城県交 通(株) 常務取締役社員 県地労委使用者委員	☎310 水戸市五軒町3-3-31 ☎029 (251) 2331 (会社)	H 6. 12. 1
川 又 諭	(株)日立製作所 日立工場副工場長 県地労委使用者委員	☎312 ひたちなか市中根3600-581 ☎0294 (21) 1111 (会社)	H 8. 4. 18
役 重 道 明	(株)日立ライフ 代表取締役社員 前県地労委使用者委員	☎317 日立市旭町3-15-5-704 ☎0294 (21) 4111 (会社)	H 4. 8. 20
高 野 政 夫	日本労働組合総連合会 茨城県連合会顧問 前県地労委労働者委員	☎315 石岡市東石岡4-6-14 ☎029 (231) 2020 (労組)	H 8. 12. 2
郡 司 法 心	県 地 労 委 事 務 局 長	☎029 (224) 8308 (事務局)	H 8. 4. 18
池 田 巖	同 次 長	同 上	H 7. 4. 20

氏 名	現 職 及 び 前 職	住 所 及 び 電 話 番 号	委嘱年月日
山 崎 和 夫	県地労委事務局総務調整課長	☎029 (224) 8308 (事務局)	H 8 . 4 . 18
菊 池 庸 介	同 審 査 課 長	同 上	H 8 . 4 . 18

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

~~~~~

正 誤

平成8年11月25日付け茨城県報第808号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から15	480	840
7	上から2	1,024	976
7	上から3	496	480
7	下から7	茨城県立八千代町高等学校	茨城県立八千代高等学校
7	下から3	896	854
8	上から17	茨城県立古河市第三高等学校	茨城県立古河第三高等学校
8	上から27	640	610
12	上から12	69	75

ページ	行	誤
2	上から9	別表第1を次のように改める。 茨城県県立高等学校の名称, 位置, 課程, 学科及び生徒定員
		別表第1を次のように改める。 別表第1 (第2条第1項関係) 茨城県県立高等学校の名称, 位置, 課程, 学科及び生徒定員

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)